

2017.4.3 発行
発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第56回「公開講座」開催 4/17(月) 「2017年度税制改正の実務への影響」

センター恒例の研究活動である「公開講座」は第56回目を迎え、メインテーマに「2017年度税制改正の実務への影響」と題し別掲の開催要項に従って開催、3本の課題について報告します。

「国税犯則取締法廃止と国税通則法改正」

1本目のテーマは「国税犯則取締法廃止と国税通則法改正」。戦後悪質脱税犯罪の取り締まりを担ってきた通称「国犯法」が廃止され国税通則法の中に新たな「章」として編入されます。この狙いは?影響は? 平成23年の国税通則法改定以後、税務調査の強権的な傾向がしばしば指摘されています。一般調査の強権化に影響するのではないかなどの声もあります。

「法人税法改正のポイント」

2本目のテーマは本年度の税制改正にある「法人税法」について、法文を紐解き実務への影響などを検討していきます。

「4・6月期の税務調査の特徴と対応」

3本目のテーマは、確定申告期が終わり確定申告書の処理から実地調査へと移行していく税務行政。その中で申告書がどう扱われ、実地調査対象がどう選定されていくのか、そして4月から6月にかけて行われる「事後処理」「呼び出し調査(机上調査)」の実態など税務の現場の実態を明らかにし、それへの対応を検討します。

テキストを参加者以外にも配付(有料)

これまでの公開講座では、使用されるテキストは参加者のみに参加費の一部として配布されていました。センターでは今回の公開講座から、報告集や情報公開で収集した資料など貴重な情報が納められたテキストを、参加できなかった会員等にも有料で配付することにしました。1部2,500円です(送料別)。公開講座申込書、センターへのFAX、電話などでお申し込みください。(締め切りは4月7日)

第五六回 公開講座	日時	会場	参加費
	二〇一七年四月十七日(月) 午後一時～五時	全労連会館(御茶ノ水) JR、地下鉄丸ノ内線駅より 徒歩五～七分	5,000円 (会員・関係者3,000円) (団体10名以上はセンターへ テキスト購入 四月七日までに申し込み 一部2,500円(送料別)

会員の総力を挙げて
センターの未来を創ろう!
会員アンケートにご協力を

センターでは、「センター未来プロジェクト」を立ち上げ、これからのセンターのありようについて議論を重ねてきました。年々少なくなる全国税OB、国税当局の締め付け強化で不足がちな税務現場の情報、一方で高まるセンターの研究への期待。これから組織維持、発展、研究内容の飛躍などをどう構築していくか、全会員一体となって考えることにあります。

そこで理事会ではセンター全会員からアンケートを寄せていただくことにしました。これに寄せられた「声」を、これからの活動の糧として活用していくことを考えました。

会員の総力を挙げてセンターの未来を創ろう!
全会員からのご回答をお待ちしています。

(締め切りは4月21日)

どうする???

1,000兆円の国の【借金】

「森友学園」決済なしで8億円の値引き？

総額97兆4,547億円という過去最高額の平成29年度政府予算案が、3月27日参議院本会議で可決成立した。前年度比で社会保障関係費1.6%、防衛関係費1.4%の伸びが特徴といえよう。公債依存度は歳入の35.3%、34兆3,698億円。国家収入の3割は「借金」である。予算審議に当たり、参議院予算委員会は「森友学園」「騒動」で揺れた。「森友学園」は大阪豊中市の国有地を鑑定価格9億5,600万円の土地を1億3,400万円での購入契約を2016年6月に結んだ。なんと8億1,900万円も負けてもらったわけである。こんなこと社会常識としてあり得るのか。誰でも「政治家の関与」を疑うところである。これには安倍首相夫人が関わっているのではという疑惑が蔓延し「国の財産処分に関して要請を受けた首相夫人が何らかの動きをしていたら、一定の関与をしていたことになる」(3/24朝日社説)と国会招致の声があがっている。売却契約時の2016年の財務省理財局長は現在の国税庁長官である。その長官は過日の国会証人喚問では「まったく関与していない」といっているが、これだけの大幅な値引きを近畿財務局の一職員が処理できるものであろうか。近畿財務局長、本省の理財局長、強いては財務大臣までの決裁が必要ではないのか。税金に携わる一国民として看過できない問題である。

国民の税金を食い物にして

それはともあれ、その予算案、歳入総額の35.3%は「借金」である。国は平成6年度に赤字国債発行に踏み切り、以降毎年のように赤字国債を発行してきた。一口に国の借金といっても、「国の公債残高」「国と地方の長期債務残高」「国債及び借入金残高」という概念があるが、財務省が発表した平成28年3月末の「国債及び国庫短期証券残高」は1,074兆9,924億円。「国の借金1,000兆円時代」といわれている所以である。

こうした借金財政を説明するのに財務省が多用する手法は「わが国財政を家計にたとえたら」というもので、家計収入の3割をローン(国債)に設定

したり、家計支出の内ローン金利を国債費に例えたりしているが、全くナンセンスであることはいうまでもない。問題は、国の経済対策として大量の国債発行による大企業優先事業の大型公共工事が行われ、それによって利益を得た者は誰かということである。少し言い過ぎかも知れないが、「国民の税金を食い物にして」利益を得た者はどこかにいるはずである、と思うのであるが…。

1,000兆円を解消する方策は？諸説をみる

そこで、1,000兆円を超える国の借金をどうすれば解消できるのか、と心配する御仁がいるので、いくつかその説をみることにする。

- 1、(心配しない御仁は)「日本人の個人金融資産は1,400兆円ある。日本国民は金持ちである。まだまだ国の借金を背負うことができる。」(筆者注:日本の個人金融資産は2016年3月期で、預貯金916兆円、保険・年金等521兆円、有価証券264兆円などで総計1,751兆7,776億円:日本銀行『資金循環統計』などから野村資本市場研究所)
- 2、(以下心配する御仁)(抜本的税制改革)
 - ①現金中心から現物中心の給付・負担の社会保障改革
 - ②二元的所得税の導入で給与所得税の累進度を強化(趣旨は、対象を大企業の役員などに置き、高額給与所得の累進度を高める)
 - ③現行消費税に負の人頭税を加味して新しい支出去とする(筆者注:個人の1年間の基準消費額を決め、それを超える消費税は還付するという趣旨。マイナンバーが必要か?)
 - ④法人税をキャッシュフロー法人税に移行させ、経済成長に資する。
- 3、不公平税制を是正して増収を図る。2016年度試算では28兆4,384億円。
- 4、日本銀行保有国債を無制限・無利子国債に切り替える(実質的棒引き)
日本銀行保有国債をないものとするのだから、国が国に貸したカネをないことにするだけで、国民の誰にも損得はなく、帳簿上の書き替えだけで済み、実体経済にも影響しない。(筆者)

注：財務省発表の平成28年3月末の国債保有状況は日本銀行が33.9% 364兆4,156億円、銀行等25.6% 275兆1,034億円、生損保等19.8% 212兆5,410億円。この日本銀行保有率を順次増加させるということか？）

*識者・諸団体の諸説を紹介しました。あなたなら、どれを選びますか？

『昭和財政史』（大蔵省財政史室編）より 「全国民戦死したると考ふれば」

1、戦争中に国（軍部）が大量発行した国債を戦後どのように処理したか。

財産税・財産増加税の創設

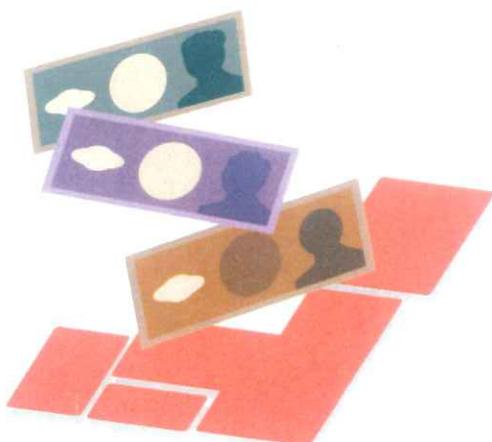
創設趣旨「戦時利得者に対し戦時利得額を徴集する。…終戦と共に全国民戦死したものと考ふれば…何人と雖も此の程度の犠牲を負担することに異存あるべきとは信じられず…」（原文はカタカナ）

個人財産税 410億円、法人財産税 199億円、財産増加税 315億円 合計924億円を国民から徴収した。

2、戦後、債務破棄構想はあった

『昭和財政史』には当時の大内兵衛教授は「戦時中の既発国債は如何にすべきや。切捨て乃至無利子なるも…戦争の必要上行った政府の要求などは…そのまま守る必要はありません」と述べている。

（3／27記 文責 飯島）



「法定相続情報証明制度」で
相続手続きが簡単に

3月28日の閣議で、金田法務大臣は相続手続きを簡素化する「法定相続情報証明制度」（仮称）を5月下旬から開始すると報告をした、という報道がネットに流れた。相続人が不動産登記変更手続きなどに必要な戸籍関係の書類一式を、登記所で1枚の証明書にまとめる仕組みだ。相続人の負担軽減を図るとともに所有者不明の土地や空き家の増加を防ぐ狙いがあるようだ。

全国417の登記所に関係書類一式を提出すれば、「法定相続情報一覧図」の写しの交付を受けられ（無料）、当面は不動産登記手続きで利用可能な制度で、法務省は他省庁や民間金融機関などに働きかけ、官民いずれでも使えるようにする方針であるという。

現行制度では、印鑑証明書はその都度提出が必要であるが、戸籍関係の書類は原本返還の申し出をすれば、返還があるものの、被相続人の口座がある銀行等ごと、また相続財産となる不動産の管轄が異なる法務局ごとに戸籍関係書類の一式が必要であり、相続人の事務負担やこれを受ける銀行等、法務局側の事務負担も多い。この事務負担の煩雑さを解消し、登記促進を図るとしている。

新制度では、被相続人の戸籍関係書類等は法務局への提出用として一回入手すればよいことになる。

今後の税理士業務にも影響してくるものと考えられる。

※「相続情報を証明する一覧図のイメージ」は3/28朝日夕刊に掲載された。

新入会員紹介

センター活動日誌

- 1/09 川越民主商工会
1/14~15 地方税全国研究交流集会
1/18 所沢民主商工会
1/24 町田生活と健康守る会
1/28 茨城県徴収対策会議
1/29 神奈川建設総連
2/10 国分寺年金者組合
2/15 ときがわ商工会
2/15 世田谷重税反対学習会
2/23 ときがわ商工会
2/27 //
3/07 //
3/10 //
3/13 町田税民協
投稿
1/23 全国商工新聞
2/12 サンデー毎日

◎ 安原 誠

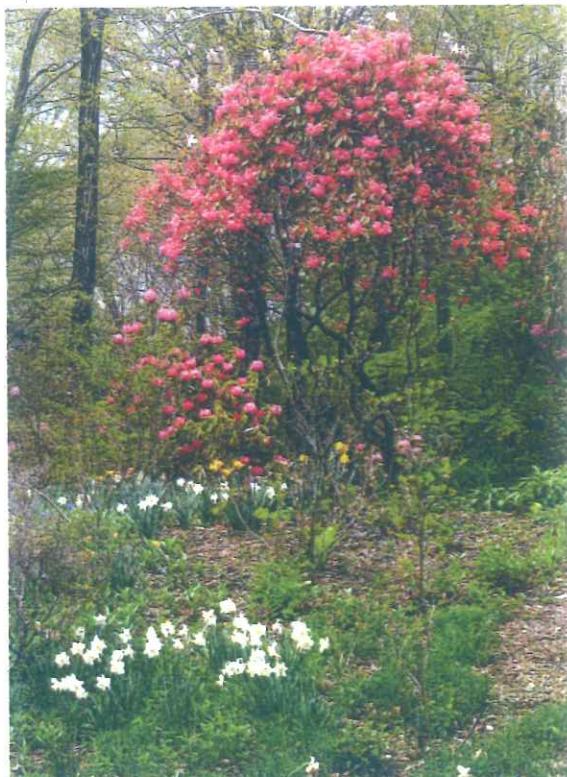
<事務所>

〒135-0048 江東区門前仲町1-8-5

石井ビル3F

TEL 03-3642-8634

FAX 03-3642-8637



ホームページ情報

<http://touzeiken.net>

- ・会報98号
- ・第56回公開講座案内
- ・会員アンケートのお願い

ザ・コラム

国税犯則取締法が国税通則法に編入された。

「マルサの女」でお馴染みの検察調査。その手続や処分を定めていたのが国税犯則取締法だが、条文は「犯則アルト思料セラル者」とか「立会ハシムヘシ」などと旧仮名遣いのカタカナ交じりで、いまどきこんな古臭い法律があつたのかと思わせるものであつた。いつてみれば戦前を色濃く引きずった法律である▼その國犯法に「煽動罪」なる規定があつたが、それがそのまま國税通則法の罰則となつた。この煽動罪は稅務署長や收稅官吏の告発を必要とせず、他の國稅犯則事件と性格を異にするとされている▼昭和二七年、沼津市で國犯法の煽動罪違反として起訴された事件がある。吉田茂政権のとき、「平和のために再軍備の徵稅に反対しよう」という標題のビラを作成して新聞の折り込み広告として配布したり喫茶店のテーブルにおいて行為が煽動罪とされた▼言論の自由を規定する憲法違反だと最高裁まで争つたが、ビラによつて相手方がその内容を理解したかどうかに關係なく、煽動した行為があれば即座に犯罪が成立するとし動罪とされた▼言論の自由を規定する憲法違反で有罪が確定した▼昭和五年に治安維持法の煽動罪で有罪とされた事件で「煽動とは他人に対し、決意を助長せしむべき勢を有する刺戟を与えることを指称す」と判決した論旨と同じである▼過去の話と侮つてはいけない。國稅通則法の煽動罪はいつてみれば納稅治安維持を思想的に防護する罰則として、時の政権が發動しかねないからだ。

T.O